

浴槽水の衛生管理について

1 浴槽水の水質基準

項目	基準
濁度	5 度以下
全有機炭素(TOC)8 mg/L以下 または 過マンガン酸カリウム消費量 25mg/L以下	
大腸菌	1 個/mL以下
レジオネラ属菌	10CFU/100mL未満

2 浴槽水の管理基準

レジオネラ症対策として次のことに注意しましょう。

- ① 浴槽水は、毎日全部入れ替える(完全換水すること)。
- ② 浴槽や循環ろ過装置、配管設備を定期的に清掃・消毒すること。
- ③ 塩素系薬剤などで浴槽水を消毒すること。
- ④ 浴槽水の水質検査は、1 年に 1 回以上行うこと。
- ⑤ 水質検査でレジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに届け出ること。

平成13年9月30日以前に許可を受けた施設で、「気泡発生装置等の使用に係る届出書」を提出済みの施設においては、24時間を超えて使用される浴槽水(毎日完全換水しない浴槽水)を気泡発生装置(ジャグジーや打たせ湯)に使用する場合は、さらに3カ月に1回以上レジオネラ属菌の検査が必要です。

※平成13年10月1日以降に許可を受けた施設については、24時間を超える浴槽水を気泡発生装置等に使用することは禁止されています。

	24 時間以上完全換水しないで循環ろ過している場合	循環ろかしているが毎日完全に換水している場合	循環していない場合(かけ流し等)
浴槽水の塩素消毒等	遊離残留塩素を 0.4 mg/L程度を保つ 結合塩素のモノクロラミンの場合は 3 mg/L程度を保つ		必要に応じて
水質検査 (濁度、全有機炭素または過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌、レジオネラ属菌)	年 1 回以上 (気泡発生装置等を使用している場合、レジオネラ属菌の検査は3カ月に1回以上)	年 1 回以上	